

# マツパー月極使用契約書

マツダ興産 株式会社  
マツパー

倉敷市寿町 1-26

TEL 086-422-2910

Mail : m@matuda.co.jp

# マツパー月極使用契約書

借主 (以下「甲」という)と、貸主 マツダ興産有限会社 (以下「乙」という)は、下記条項のとおりマツパー月極使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

## (使用目的)

第 1 条 マツパー(以下「本駐車場」という)は、駐車のための場所を有償で提供することを目的としており、乙が甲の車両を預かるものではない。

甲は、本駐車場を自動車の駐車目的のためのみ使用し、それ以外の目的に使用しないこと。

## (契約期間)

第 2 条 契約期間は、令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 迄の1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前迄に甲または乙から、別段の意思表示のないときは、本契約は、契約期間満了日の翌日から更に1年間自動的に契約を更新するものとし、それ以降も同様とする。

## (敷金)

第 3 条 甲は本契約成立と同時に敷金として月額駐車料金の1ヶ月分を乙に預託する。ただし、敷金には消費税を課さない。

## (使用料)

第 4 条 甲は、翌月分の駐車料金を前月末日(銀行休業日の場合は前日)に、口座振替により支払う。尚、口座振替は乙が委託した集金代行業者、三菱HCキャピタル株式会社が行う。口座振替手数料は乙の負担とする。残高不足等により引き落としが出来ない場合は、翌月に2か月分を合わせて引き落とすこととする。2か月続けて引き落としが出来ない場合は、乙は催告も要せずして本契約を解除し、甲に即時明渡しを求めることができる。但し、口座振替手続き完了までの駐車料金等は現金にて支払うものとする。

## (消費税)

第 5 条 甲は、乙に駐車料金、及びその他費用、手数料等を支払うとき、国が定めた税率に基づき消費税を併せて支払うものとする。

## (使用料の清算)

第 6 条 月の途中における契約または解約の場合は、その月の駐車料金は日割計算とする。日割り計算はひと月を30日とし、100円未満切り捨てとする。

(駐車できない車両)

第 7 条 下記の各号に該当する車両は駐車できないものとする。

- ① 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ② 付属装着物等があり、接触により駐車場施設又は他の自動車の損傷を発生させる恐れのある車両。
- ③ 車高が著しく低く車止めまで下がれない車両、または、著しく高い車両。
- ④ 制限高 2.1m を超える車両。

(料金改定)

第 8 条 乙は、契約期間中であつても3ヶ月の予告期間をもってその額を改定することができるものとする。

(使用上の注意)

第 9 条 甲は、駐車場を善良な使用者の注意を持って使用するものとし、次の各号を厳守しなければならない。

- ① 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物を持ち込まない。
- ② 無断で登録車両以外の車を駐車しない。
- ③ 使用権の譲渡及び転貸は絶対に行ってはならない。

(通知義務)

第 10 条 甲が法人、個人に関わらず名称、氏名、住所、電話番号に変更があつたとき、または、車の買い替え等により登録車両が変更になる場合は、遅滞なく乙に連絡すること。

(契約の解除)

第 11 条 甲が、下記の各号のいずれかに該当した場合は、乙は本契約を解除することができる。

- ① 甲が本契約の条項の1つでも違反した場合。または、管理規則に違反した場合。
- ② 甲が駐車料金、その他関係諸費用の支払いを1か月以上遅延した場合。または、度々遅延した場合。
- ③ 契約書に虚偽の記載があつた場合、またはその他不正な方法により駐車場を使用した場合。
- ④ 甲への連絡が不可能な状態になり、連絡不可能になった日から1か月を経過した場合。
- ⑤ その他上記以外の事由により、甲が乙との信頼関係を著しく損なわせた場合。

(免責事項)

第 12 条 甲の車両に対し、駐車場で他車等による事故が発生し、或いは、天災地変(天変地異、地震、風水害、落雷等)による損害ならびに火災、盗難等が発生しても、乙は甲に対し責任を負わないものとする。

(甲の賠償義務)

第 13 条 甲またはその代理人、使用人、運転手、同乗車その他甲に関係するものが故意または過失により本駐車場、またはその施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車またはその付属品に損害を与えたときは、甲は自己の責任において、その損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。

(契約の解約)

第 14 条 甲の都合により本契約を解約する場合は、必ず14日前迄に乙に通告し、期間満了と同時に本契約は終了するものとし、甲は完全に駐車場を明け渡すこととする。

尚、乙の都合により契約を解除する場合は、3カ月前までに甲に通告し、期間満了と同時に本契約は終了するものとする。

(明渡し)

第 15 条 契約の解除、解約及び契約期間満了後、甲が駐車場を明け渡さず無断で車を駐車している場合、甲は損害金としてマツパー時間貸し駐車料金相当額を乙に支払うこととし、速やかに駐車場より退去することとする。

また、契約の解除、解約及び契約期間満了後、甲が車両、あるいは残留物を撤去しない場合は、乙は、甲が所有権を放棄したものとみなし、甲の費用負担において、当該車両などを任意に処分できる。

(敷金の返却)

第 16 条 乙は、甲が乙に対する金銭の支払義務すべての履行を終え、本件駐車場から退去した後、甲に対し残敷金を返却する。敷金には利息を付さない。敷金は本契約の解除または解約の日より起算して2か月以内に返還する。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関し、調停もしくは訴訟等が必要になった場合の申立及び提訴は、本駐車場所所在地を管轄とする簡易裁判所もしくは地方裁判所とする。

(信義則)

第 18 条 本契約は、甲乙双方誠実に履行するものとし、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 19 条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

① 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。

- ② 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
- ③ 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
- ④ 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑤ 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

- 2. 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
- 3. 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

上記契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙各自記名、捺印の上各1通を所持する。

令和      年      月      日

借主(甲)      住所

氏名

印

貸主(乙)

印

所在地 倉敷市寿町 1-26  
駐車場名 マツパー  
車室番号 フリーアドレス方式

- 駐車料金
- 登録車両 1 台、月極カード 1 枚 月額 15,000 円(税抜)
  - 登録車両 2 台、月極カード 1 枚 ※1 月額 20,000 円(税抜)
  - 車両制限なし、月極カード 1 枚 ※1 月額 30,000 円(税抜)

※1 月極カードは 1 枚のみの発行となります。同時に 1 台しか入庫できません。駐車場内での車の入れ替えは出来ません。必ず 1 台目を出してから、2 台目を入れてください。月極カードの受け渡しはお客様で管理願います。入庫時に月極カードがないと月極扱いになりません。

登録車両 1 メーカー・車名・色  
登録番号

登録車両 2 メーカー・車名・色  
登録番号

お客様電話番号 自宅

携帯等緊急連絡先

## 駐車場管理規則

「マツパー月極使用契約書」に付随し、お客様にご利用頂く際の基本的事項として本駐車場管理規則を定めておりますので、必ずお守り頂くよう宜しくお願い致します。なお、規則違反により契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

1. 月極カードの挿入をもって月極駐車とみなします。誤って一時預かり用駐車券を取って入庫した場合は、一時預かり料金をお支払いいただきます。
2. 月極カードを忘れた場合は入庫できません。
3. 月極カードを紛失した場合は、1,500円(税込)で再発行いたします。但し、後日紛失したカードが見つかったも返金できません。
4. 入庫出庫情報は機械で管理されております。入庫記録のないカードでは出庫できません。また、出庫記録のないカードでは入庫できません。
5. 駐車場所は決められておりません。空いている駐車枠に停めてください。一階斜面部分はトヨタレンタリースのレンタカー置き場となっておりますので停めないでください。また、3階上段の一部に「月極専用」の看板が掛けてある駐車枠がありますが、そこには停めないでください。
6. 満車の表示が出ていても、月極のお客様は入庫できます。
7. 駐車枠へは必ずバックで停めてください。
8. 敷地内は全面禁煙です。また、車内での喫煙も禁止です。
9. 駐車中は必ずエンジンを停止してください。アイドリングは禁止です。
10. 車内での仮眠、休憩、車中泊、酔い覚まし、長時間の居座りは禁止です。
11. 灯油ポリタンク、ガソリン携行缶は内容量にかかわらず積載禁止です。
12. 車カバーの使用は禁止です。
13. 自転車、原付、バイク等は駐車場内、および、敷地内、敷地付近に置かないでください。自転車に限り、建物北側に駐輪場があります(登録制、要申請)。